

五島列島（下五島エリア）ジオパーク認定商品 認定制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、五島列島（下五島エリア）ジオパーク（以下、「ジオパーク」という。）の周知及び地域経済の活性化を図るため、飲食物や土産品などの商品を対象とする五島列島（下五島エリア）ジオパーク認定商品（以下、「認定商品」という。）の認定に関して必要な事項を定める。

（制度の目的）

第2条 この制度は、五島の大地の恵みやジオパークの魅力を表現した商品を認定商品として認定し造成を推進することにより、ジオパークの周知及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「認定」とは、申請された商品等について、第7条の認定要件に照らし合わせ、本制度の目的に適合するものを「五島列島（下五島エリア）ジオパーク認定商品」として認定することをいう。また、認定された商品を「認定商品」という。

（申請の条件）

第4条 認定商品の申請を行うことができる者は、商品の製造又は販売にあたり必要な許認可等を取得している法人、その他の団体又は個人が経営する事業所であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- （1）ジオパーク内に商品の製造工場又は販売店舗若しくは飲食店舗を有している。
- （2）貴重な地質資源（岩石・鉱物）及び希少な動植物を用いていない。
- （3）商品が飲食物の場合、ジオパーク内で生産された原材料を1種類以上使用している。
- （4）商品の製造又は販売等に関し、第三者の産業財産権（特許）等に損害を与えるものでない。
- （5）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していない、あるいは役員等が関係を有していない。

（申請方法）

第5条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五島列島（下五

島エリア) ジオパーク認定商品申請書(様式第1号)及び暴力団等排除に関する誓約書(別紙様式)を五島列島ジオパーク推進協議会(以下「協議会」という。)に提出しなければならない。

(審査方法)

第6条 前条の規定により申請があった場合は、協議会事務局において書類審査を行う。

2 書類審査に必要がある場合は、関係機関の意見を聴取することができる。

(認定要件)

第7条 認定商品の要件については、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 商品のテーマが明確であり、ジオパークを連想させるストーリーがある。
- (2) 商品の造形又はパッケージデザインにおいて、ジオパークロゴの使用又はジオパークとしての特徴が表現されている。
- (3) ジオパークの視点を活かした斬新な発想や独自性がある。
- (4) 認定商品を活かしたジオパーク及び五島列島の魅力発信が期待できる。
- (5) ジオパークのイメージ、公益性を損なう恐れがない。

(認定の決定)

第8条 協議会は、審査の結果を五島列島(下五島エリア)ジオパーク認定商品認定(非認定)通知書(様式第2号)により申請者に通知する。また、認定商品の認定を受ける者(以下、「認定者」という。)に対しては、認定証を交付する。

(認定商品の紹介)

第9条 認定商品の周知等については、次のとおりとする。

- (1) 認定者は、パッケージ等へのシール貼付又は紹介カード等により、認定商品であることがわかるように明示する。また、店舗内においてチラシ等により紹介を行う。
- (2) 協議会は、ホームページ及びパンフレット等により紹介する。

(認定期間)

第10条 認定商品の認定期間は設定しない。

(認定の変更)

第11条 認定者は、認定商品について、次の各号のいずれかに該当する変更が

生じたときは、認定商品内容変更届（様式第3号）を協議会に提出しなければならない。

- （1）認定商品の内容に変更が生じたとき。
- （2）認定商品の製造、販売を中止したとき。
- （3）認定商品の規格、造形、包装及び容器に関わるデザインの著しい変更が生じたとき。

（認定商品の検査、取消）

第12条 協議会は、適宜、認定商品の検査を行うことができる。また、次に該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請をして認定を受けたことが判明したとき。
- （2）認定商品の製造若しくは販売を中止した場合において、再開する見込みがないとき。
- （3）その他、認定商品として適当でないと判断されたとき。

2 協議会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第4号）により認定者に通知しなければならない。

3 認定者は、第1項の規定により認定が取り消されたときは、直ちに認定証を協議会に返却しなければならない。

4 協議会は、認定を取消したときは、必要に応じて対象となる認定商品及び認定者を公表することができる。

（認定者の責務）

第13条 認定者は、製造又は販売において、当該認定商品に係る法令等への抵触、事故、苦情等が発生したときは、その一切の責務を負い、当該事故等の解決に向けて誠実な対応をすること。

2 認定者は、認定商品の積極的な情報発信に努めること。

3 認定商品の製造又は販売に問題が生じたときは、認定商品等事故発生報告書（様式第5号）により、直ちに協議会に報告すること。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

